

東浦町高齢者相談支援センター（東浦包括支援センター）
(指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会が開設する東浦町高齢者相談支援センター（東浦包括支援センター）（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者若しくは介護予防・生活支援サービス事業を行う者（第1号介護予防支援事業を除く。）に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、知多北部広域連合関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、他の第1号介護予防支援事業を行う者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東浦町高齢者相談支援センター（東浦包括支援センター）
- (2) 所在地 愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路28番地の2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
常勤兼務1名（主任介護支援専門員と兼務）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師又は看護師 3名

常勤専従1名、常勤兼務2名（認知症初期集中支援チーム員と兼務2名）、非常勤専従0名

主任介護支援専門員 5名

常勤専従1名、常勤兼務3名（管理者と兼務1名、認知症初期集中支援チーム員と兼務2名）、非常勤専従1名

社会福祉士 7名

常勤専従1名、常勤兼務2名（認知症初期集中支援チームと兼務2名）、非常勤専従4名

担当職員は、指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の提供に当たる。

(3) その他職員（三職種以外）

事務職員1名

常勤専従1名、非常勤専従0名、必要な事務を行う

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、第1号介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は知多北部広域連合の定める額とする。

(1) 提供方法

① 指定介護予防支援 介護予防のための効果的な支援の方法（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第29条から第31条までの規定）に従って実施する。

② 第1号介護予防支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）に従って実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

(3) サービス担当者会議について

① 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。

② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

- ① 提供開始月
- ② 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
- ③ サービスの評価期間が終了する月
- ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東浦町全域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の提供により事故が発生した場合には速やかに知多北部広域連合市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第10条 事業所へ、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は知多北部広域連合、東浦町、社会福祉法人東浦町社会福祉協議会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成28年10月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年10月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和2年 2月 1日から施行する。
この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和4年 4月28日から施行する。
この規程は、令和4年10月 1日から施行する。
この規程は、令和4年11月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和5年10月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 3月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 9月 1日から施行する。
この規程は、令和6年10月 1日から施行する。
この規程は、令和7年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和7年 2月 1日から施行する。
この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。